

児童扶養手当・特別児童扶養手当

健康福祉課子育て支援室

☎ 25 1184

高年齢・障害係 ☎ 25 1183

児童扶養手当制度とは

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を育成されている家庭（ひとり親家庭）などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

手当を受けることができる人は、次の条件に当てはまる18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童を監護している母や、児童を監護し生計を同じくする父または児童を養育している人です。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父または母が死亡した児童
- ③ 父または母が重度の障がい（国民年金の障がい等級1級程度）にある児童
- ④ 父または母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

とき（父または母が障がいにある場合を除く）

父、母または養育者が・・・

① 日本国内に住所がないとき

② 公的年金を受けることができるとき（国民年金法に基づき老齢福祉年金を除く）

支給額（10月現在）

| 支給区分 | 児童1人の場合 |
|------|----------------------|
| 全部支給 | 月額 41,020円 |
| 一部支給 | 月額 41,010円～9,680円 |

※児童が2人の場合は上記金額に5,000円加算され、3人以降はさらに3,000円ずつ加算されます。

受給できないかた

次のような場合は、手当は受給することができません。

- ① 日本国内に住所がないとき
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金を受けることができるとき
- ③ 父に支給される公的年金の加算の対象になっているとき
- ④ 労働基準法などの規定による遺族補償を受けることができるとき
- ⑤ 児童福祉施設に入所しているときまたは里親に委託されているとき
- ⑥ 父または母の配偶者（内縁関係含む）に養育されている

支払時期

それぞれ4月、8月、12月

（原則11日）に前月までの4か月分が口座振込で支払われます。

手続きに必要なもの

（新規認定請求）

- ・ 新規認定請求書
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 請求者と対象児童が含まれる世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑、請求者本人名義の預金通帳の写し、年金手帳の写し
- ・ 所得証明書（鳥羽市にその年の1月1日に住所がなかった場合に提出）
- ・ その他、受給資格の種類に応じて追加していただく書類があります。

特別児童扶養手当とは

政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童の福祉の増進を図るための制度です。

受給できるかた

在宅で精神、身体または知的の障がいのある20歳未満の児童を監護している父または養育者（障がいの種類により異なりますが身体1～3

級、療育A～B1程度または診断書による自閉症や広汎性発達障害など）

受給できないかた

児童が施設に入所している児童が障がいを理由とする公的年金を受給しているとき

支給額（10月現在）

| 区分 | 児童1人の場合 |
|----|---------------|
| 1級 | 月額 49,900円 |
| 2級 | 月額 33,230円 |

※区分は、身体障害者手帳の等級とは異なります。

手続きに必要なもの

（新規認定請求）

- ・ 新規認定請求書
- ・ 請求者と対象児童の戸籍謄本
- ・ 世帯全員の住民票の写し
- ・ 印鑑、通帳の写しまたは口座申出書
- ・ 特別児童扶養手当認定診断書（障がいの内容によっては、手帳の写しを提出することで診断書の省略可）

くわしくは、健康福祉課高齢・障害係へ問い合わせください。